

B型肝炎訴訟の経緯について

参考資料6-1

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円（慰謝料500万円＋弁護士費用50万円）を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で国を提訴中。
- 平成22年3月12日（札幌地裁）に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日（札幌地裁）に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方（所見）が提示され、それぞれについて原告側が受け入れ、また、政府側も与野党から一定の理解を得て受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、与野党から一定の理解を得て「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。
- 平成24年1月13日に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」施行。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等(集団予防接種及び集団ツベルクリン反応検査)の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者を対象とする給付金(下記2.の(1)から(4)までをいう。以下同じ。)の支給、給付金の支給事務を行う法人、給付金に充てるための基金に関する措置その他所要の措置を講ずる。

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金

イ 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	
ロ 肝硬変(軽度)	2,500万円	
ハ 慢性B型肝炎(二の者は除く。)	1,250万円	
ニ 無症候性持続感染者(への者は除く。)	600万円	
ホ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎		
(i) 現在、慢性肝炎に罹患している者 等 (※1)	300万円	(※1) 現に慢性肝炎に罹患していないが、治療を受けたことのある者
(ii) 過去、慢性肝炎に罹患した者のうち、(i)以外の者	150万円	
ヘ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円	
- (2) 訴訟手当金: 弁護士費用、検査費用を支給
- (3) 追加給付金: 病態が進展した場合、既に支給した(1)の金額(ホ及びヘを除く。)との差額を支給
- (4) 定期検査費等(※2): 無症候性持続感染者の慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するための検査に係る一部負担金相当等(※3)を支給
- (5) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求には、5年間の請求期限を設ける。 (※2)母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当
- (6) 給付金の支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が行う。 (※3)母子感染防止もしくは世帯内感染防止のための医療費の一部負担金又は定期検査手当

3. 費用

社会保険診療報酬支払基金に給付金の支給に要する費用に充てるための基金を設置し、政府が交付する資金をもって充てる。

4. 財源(附則)

政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保する。

5. 見直し規定(附則)

施行後5年を目途に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

【公布日】平成23年12月16日 【施行日】平成24年1月13日(一部の規定については、公布の日から施行)

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」(仮称)について

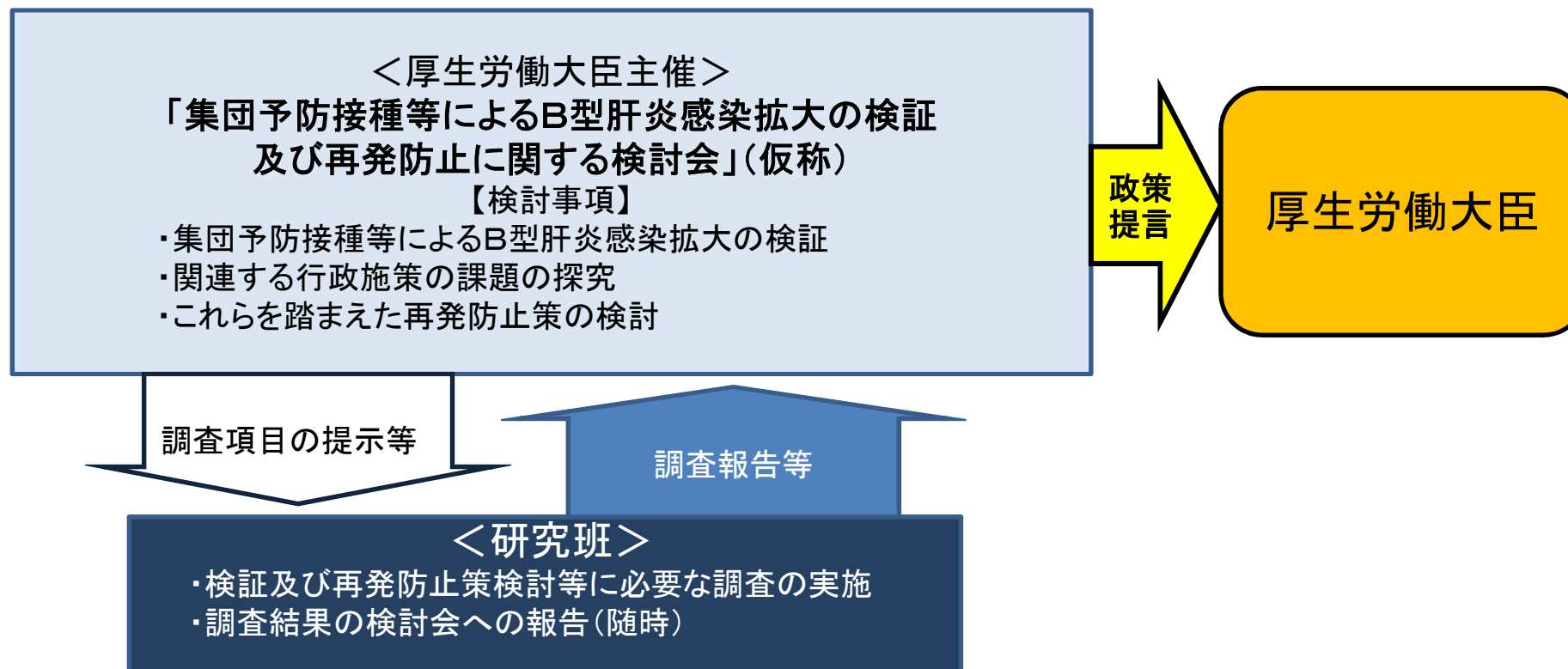
平成24年5月31日
第1回検討会提出資料

○基本合意書(平成23年6月28日締結)に基づき、以下の事項を目的に開催する。

- ・集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証
- ・感染症および予防接種等の関連する行政施策の課題の探究
- ・これらを踏まえた再発防止策の検討

○第1回検討会を平成23年11月頃に開催し、以降、概ね1ヶ月間に1回の頻度で開催

○平成24年夏頃を目指して政策提言を取りまとめる(検討会での検討の進捗を踏まえ対応)。



「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」 構成員名簿

	荒井 史男	弁護士
○	位田 隆一	同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科特別客員教授
	岡部 信彦	川崎市衛生研究所所長
	奥泉 尚洋	弁護士
	垣本 由紀子	日本ヒューマンファクター研究所顧問
	小林 寛伊	東京医療保健大学学長
	小森 貴	日本医師会常任理事
	澁谷 いづみ	愛知県豊川保健所所長
	高橋 滋	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授
※	多田羅 浩三	一般財団法人日本公衆衛生協会会長
	田中 義信	全国B型肝炎訴訟原告団
◎	永井 良三	自治医科大学学長
	新美 育文	明治大学法学部専任教授
	野口 友康	全国予防接種被害者の会理事
	花井 十伍	全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人
	丸井 英二	人間総合科学大学人間科学部教授
	丸木 一成	国際医療福祉大学常務理事
	八橋 弘	国立病院機構長崎医療センター臨床研究センター長
	梁井 朱美	全国B型肝炎訴訟原告団
	山本 宗男	日本肝臓病患者団体協議会代表幹事

◎...座長、○...座長代理、※...研究代表者

(五十音順・敬称略)